公認・後援規定

2013 年 1 月 27 日　施行
（日本気球連盟スポーツ規定より独立）
2014 年 1 月 26 日　改正

第１章　目的

1-1 この規定は、日本気球連盟が気球大会、催事、事業等において、公認、後援名義の使用を認める場合の基準を定め、気球の普及・振興に寄与することを目的とする。

第２章　定義

2-1 ここに定める日本気球連盟の公認、後援は名義上のものであり、大会の安全上の責任、財政的な責任、実施運営上の責任などには関与しないものとする。
2-2 公認、後援の定義を以下のように定める。
1）公認
a）日本選手権。
b）熱気球日本ランキング（以下「NRS」という）タスクを行う競技会。
c）競技の実施の有無を問わず、複数の気球が集まる大会。
d）気球の操縦並びに機体に関する技術講習会、または気球の啓蒙を目的とする講習会等。
e）日本気球連盟の理念に則した事業等。
2）後援
a）日本気球連盟の事業目的に益する催事等。

第３章　申請

3-1 公認、後援の申請について以下のように定める。
1）公認、後援申請は、開催予定日から 30 日以前、NRS 実施大会においては 90 日以前に、関係書類を添えて提出しなければならない。
2）申請に必要な書類を以下のように定める。日本選手権については、スポーツ委員会により別途、定める。
公認を申請する大会　：公認大会申請書、大会概要書、競技規定またはそれに準ずる規定、安全規定。
公認を申請する事業等：別途定める。
後援を申請する催事　：後援申請書、実施概要書。
3）連盟の管理するオブザーバーメールアドレスの使用を希望する場合は、別途、誓約書を提出しなければならない。
4）公認大会申請受付はスポーツ委員会に代わって、また、公認事業および後援申請受付は企画広報局に代わって日本気球連盟事務局（以下「事務局」という）がこれを行い、申請書類提出先は、事務局とする。
公認講習会等については、担当各委員会にて行うこととする。

第４章　通知及び認可

4-1 申請が認められた主催者に対して、日本気球連盟は公認または後援確認書の書面をもって通知する。
4-2 公認を受けた主催者は、以下の事を行うことができる。

1）「日本気球連盟」の公認名義の使用。
2）日本気球連盟の管理するメイリング・ラベルの使用。
3）日本気球連盟の管理する競技用機材もしくは機器の使用。
4）日本気球連盟の管理するオブザーバーメールアドレスの使用。

4-3 後援を受けた主催者は、以下の事を行うことができる。
1）「日本気球連盟」の後援名義の使用。

第５章　申請の取り消し及び変更

5-1 申請を取り消す場合、または申請内容を変更する場合には、速やかに届け出ること。

5-2 申請内容と、実施される大会、催事および事業等の内容が著しく異なる場合、日本気球連盟は公認、後援を取り消すことができる。

第６章　報告と公認料

6-1 公認、後援を受けた主催者は、終了後 30 日以内に関係書類を添えて、報告書を事務局へ提出しなければならない。

6-2 公認を受けた主催者は、終了後 30 日以内に以下に定める公認料を納付しなければならない。
1）気球が飛行する大会では、オフィシャル気球を除いた参加エントリー気球（フェスタ等含む）一機につき 1,000 円とする。
2）事業等においては、日本気球連盟が別途定める。
3）既納の公認料は、いかなる理由があっても返還しない。

6-3 公認を受けた大会は、終了後 30 日以内に、企画広報局編集部に機関誌用原稿を写真添付の上、提出しなければならない。

附則
この規定は、2014 年 1 月 26 日より施行する。